・修正箇所①

　１ページ　１工事実施（浄化槽法第５条第２項、第３項）

　１行目

　修正前）設置届けの日から

　修正後）設置の届出をした日から

・修正箇所②

２ページ保守点検業者

５行目

修正前）「三重の環境（いろいろな名簿）」

修正後）「浄化槽保守点検業者名簿」

・修正箇所③

２ページ保守点検業者

６行目

修正前）（http://www.eco.pref.mie.lg.jp）

修正後）削除

・修正箇所④

３ページ

上から７、８行目

修正前）（四日市市及び大紀町においては役場）

修正後）（四日市市、志摩市及び大紀町においては市役所・役場の担当課）

・修正箇所⑤

３ページ指定検査機関

３行目

修正前）http://www.mieken-suisitukensasenter.jp

修正後）削除

・修正箇所⑥

４ページ浄化槽の使用をやめたとき

１行目

修正前）浄化槽使用廃止の届出（浄化槽法第１１条の２、第６８条）

修正後）浄化槽使用廃止の届出（浄化槽法第１１条の３、第６８条）

・修正箇所⑦

６ページ県の担当窓口

修正前）津地域防災総合事務所　環境室　環境保全課

修正後）津地域防災総合事務所　環境室　環境課

・修正箇所⑧

６ページ県の担当窓口

下から２行目

修正前）四日市市、大紀町内の浄化槽のことは、役場担当課にお問い合わせください。

修正後）四日市市、志摩市及び大紀町内の浄化槽のことは、市役所・役場の担当課にお問い合わせください。

・修正箇所⑨

６ページ

一番下

修正前）http://www.mieken-suisitukensasenter.jp

修正後）削除

・修正箇所⑩

最後のページ薬剤の使用は適切に

１行目

修正前）便器の掃除のさい劇薬

修正後）便器の掃除の際に

・修正箇所⑪

最後のページ

一番下

修正前）三重県　http://www.eco.pref.mie.lg.jp

修正後）削除